

労災年金給付等に係る給付基礎日額のスライド率

1 趣旨

年金たる保険給付又は障害（補償）一時金若しくは遺族（補償）一時金（以下「労災年金給付等」という。）について、算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給されるものは、その算定に係る給付基礎日額に労働者の賃金水準の変動に基づく一定の率（スライド率）を乗ずることにより、現実の稼得能力を反映させることとしています。

2 内容

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの期間に支給される労災年金給付等に係る給付基礎日額のスライド率は別紙のとおりです。

年金スライド率

算定事由発生日の属する期間		平成29年8月～平成30年7月分の 労災年金給付等に適用
昭和	22 年9月1日 ～ 23 年3月31日	20211.9
	23 年4月1日 ～ 24 年3月31日	7350.4
	24 年4月1日 ～ 25 年3月31日	4075.5
	25 年4月1日 ～ 26 年3月31日	3517.5
	26 年4月1日 ～ 27 年3月31日	2875.9
	27 年4月1日 ～ 28 年3月31日	2480.9
	28 年4月1日 ～ 29 年3月31日	2184.9
	29 年4月1日 ～ 30 年3月31日	2062.0
	30 年4月1日 ～ 31 年3月31日	1972.3
	31 年4月1日 ～ 32 年3月31日	1860.5
	32 年4月1日 ～ 33 年3月31日	1795.8
	33 年4月1日 ～ 34 年3月31日	1769.5
	34 年4月1日 ～ 35 年3月31日	1662.2
	35 年4月1日 ～ 36 年3月31日	1564.1
	36 年4月1日 ～ 37 年3月31日	1399.0
	37 年4月1日 ～ 38 年3月31日	1258.5
	38 年4月1日 ～ 39 年3月31日	1134.6
	39 年4月1日 ～ 40 年3月31日	1024.2
	40 年4月1日 ～ 41 年3月31日	937.2
	41 年4月1日 ～ 42 年3月31日	850.5
	42 年4月1日 ～ 43 年3月31日	765.7
	43 年4月1日 ～ 44 年3月31日	678.0
	44 年4月1日 ～ 45 年3月31日	592.9
	45 年4月1日 ～ 46 年3月31日	509.6
	46 年4月1日 ～ 47 年3月31日	446.8
	47 年4月1日 ～ 48 年3月31日	386.7
	48 年4月1日 ～ 49 年3月31日	325.5
	49 年4月1日 ～ 50 年3月31日	261.9
	50 年4月1日 ～ 51 年3月31日	222.9
	51 年4月1日 ～ 52 年3月31日	200.4
	52 年4月1日 ～ 53 年3月31日	183.1
	53 年4月1日 ～ 54 年3月31日	173.5
	54 年4月1日 ～ 55 年3月31日	163.3
	55 年4月1日 ～ 56 年3月31日	154.6
	56 年4月1日 ～ 57 年3月31日	147.5
	57 年4月1日 ～ 58 年3月31日	140.6
	58 年4月1日 ～ 59 年3月31日	137.0
	59 年4月1日 ～ 60 年3月31日	132.5
	60 年4月1日 ～ 61 年3月31日	128.2
	61 年4月1日 ～ 62 年3月31日	125.2
	62 年4月1日 ～ 63 年3月31日	122.4
	63 年4月1日 ～ 元 年3月31日	118.1
平成	元 年4月1日 ～ 2 年3月31日	114.8
	2 年4月1日 ～ 3 年3月31日	111.6
	3 年4月1日 ～ 4 年3月31日	107.2
	4 年4月1日 ～ 5 年3月31日	105.1
	5 年4月1日 ～ 6 年3月31日	103.6
	6 年4月1日 ～ 7 年3月31日	101.4
	7 年4月1日 ～ 8 年3月31日	100.0
	8 年4月1日 ～ 9 年3月31日	98.6
	9 年4月1日 ～ 10 年3月31日	97.6
	10 年4月1日 ～ 11 年3月31日	98.0
	11 年4月1日 ～ 12 年3月31日	97.7
	12 年4月1日 ～ 13 年3月31日	97.1
	13 年4月1日 ～ 14 年3月31日	98.0
	14 年4月1日 ～ 15 年3月31日	98.9
	15 年4月1日 ～ 16 年3月31日	98.9
	16 年4月1日 ～ 17 年3月31日	99.1
	17 年4月1日 ～ 18 年3月31日	98.8
	18 年4月1日 ～ 19 年3月31日	99.0
	19 年4月1日 ～ 20 年3月31日	98.8

算定事由発生日の属する期間	平成29年8月～平成30年7月分の 労災年金給付等に適用
20 年4月1日 ～ 21 年3月31日	99.1
21 年4月1日 ～ 22 年3月31日	100.5
22 年4月1日 ～ 23 年3月31日	100.2
23 年4月1日 ～ 24 年3月31日	100.4
24 年4月1日 ～ 25 年3月31日	100.7
25 年4月1日 ～ 26 年3月31日	100.9
26 年4月1日 ～ 27 年3月31日	100.6
27 年4月1日 ～ 28 年3月31日	100.1